

産業振興にかかわる工場

- 1 建築物の用途は、次のいずれかに該当する技術先端型業種の工場又は研究所であること。
 - (1)医薬品製造業
 - (2)通信機械器具・同関連機械器具製造業
 - (3)電子計算機・同附属装置製造業
 - (4)電子応用装置製造業
 - (5)電気計測器製造業
 - (6)電子部品・デバイス製造業
 - (7)医療用機械器具・医療用品製造業
 - (8)光学機械器具・レンズ製造業
 - (9)その他の技術先端型業種で市長が適当と認めるもの。
- 2 工場又は研究所の立地については、当該市街化区域内に適地がないと認められ、高速道路のインターチェンジから幅員が9メートル以上で続く国道、県道又は市道に接する区域であって、次のいずれかに該当する場合であること。ただし、市長が特にやむをえないと認める場合はこの限りでない。
 - (1)申請地周辺の労働力を必要とする場合。
 - (2)清浄な空気、水、景観、自然緑地等の優れた自然環境を必要とする場合。
 - (3)高速道路のインターチェンジ等に隣接又は近接することを必要とする場合。
- 3 申請地の面積は、2,000平方メートル以上50,000平方メートル未満であること。
- 4 開発又は建築を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。